

1月15日

昭和56年(1981年)

第708号 発行・前橋市役所 前橋市大手町二丁目11-1・電話24局1111/編集・総務部広聴文書課/毎月1日・15日/昭和35年7月14日第3種郵便物認可(1部18円)



○ とじて保存してください いつかまたお後にたちます ○

## 冬の子供会行事

### 「上毛かるた」の練習

「用意できたかな。姿勢を正してえ、最初のあいさつ。お願ひします！」読み手のおじさんの合図で、向き合ったみんながビヨコンと頭を下げる。さすが、畠の上のかるた会、まずはおじぎで試合は始まる。

「つる舞う形の群馬県——」

あの始めの空札が読まれ、それがもう一度繰り返されると、みんなの腰がすっと上がり、だれの目も輝きだす。

「日本で最初の……」とくれば、もういっせいに「ハイッ！」と、明るい声の子供会の小学生四十人ほどが集まる女屋町公民館。今シーズンの上毛かるた練習は、先月から始まった。

「かるたやるので、町の子供同志がとても親しくなっているんです」

「無口で引っ込み思案で困っていたという子が、練習の日は晴れ晴れした顔して帰つて来るんですって」

子供会のめんどうを見るお母さんたちの話すかるたの効用は、まだある。子供たちの社会性や郷土愛や機敏な運動神経が、自然に身につくのだという。だから女屋町子供会、このところ毎年大会に出場し、去年の市大会では、なんと四種目中三種目まで優勝した。

「次の札が読まれるときが好き、胸がドキドキするんだもん」

休けい時間にCMソングを歌っていた女の子が明かした魅力の秘密。

「甘酒飲んだらもう一度やるよ！」

また、おじさんの声がかかる。

ハメモノ上毛かるた大会は昭和二十三年以来毎年開催。二月一日に行われる市大会では、約四十の子供会が、県大会出場をかけて熱戦を繰り広げる。



(17)

## 赤城少年自然の家利用案内

昨年の紅葉の終わりごろから、ひつそりと静まりかえっていた赤城山は、この冬、大沼・小沼の結氷と、近年にない積雪に恵まれました。いま、冬を彩るスキーやスケートを楽しむ人たちでたいへんなにぎわいです。

赤城少年自然の家では、市民のみなさんに、ワインタースポーツを楽しんでいただくため、おいでをお待ちしています。ご利用ください。

利用できる人①子供会・ボーキング・スカウト・ガールスカウト・各種クラブなど②PTA・青年団・婦人会など③家族などで五人以上のグループ

使用料④宿泊／一泊につき大人六百円、未成年四百円、中学生以下三百円、食事／三食一千二百四十円申し込み⑤利用日の一週間前までに、赤城少年自然の家(☎〇二二七二八七一八二三七)へ。

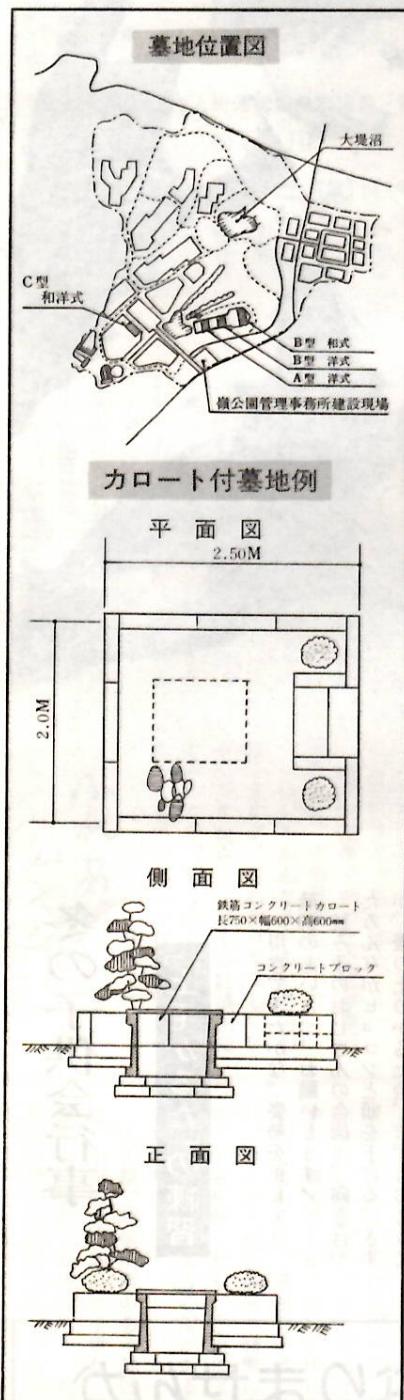
## 計量モニターになりませんか

市では、市内在住の家庭の主婦のかたを対象に、今年度第二期計量モニターを募集します。計量モニターの仕事はご家庭で期間中に購入した消費物資のうち、指定された商品(二十四品目)について、貸与されたばかりを使用して、その重量を計り、お配りする「計量日誌」に所定の事項を記入し、期間終了と同時に市へ提出していただきます。募集人員は十人。応募者の中から地域などを考慮して選考します。応募資格は計量に関心をもつ家庭の主婦。二人一組となつても結構です。委嘱期間は2月1日(日)～3月31日(火)。応募方法はハガキに住所、氏名、年齢、職業(生計上主となる人の職業)、家族人員、電話番号を明記して、〒371前橋市大手町三丁目一五一一五、市役所所管理課へ、1月24日(土)までに申し込んでください。○詳しいことは同課(☎31局四五二四)へ。

# 嶺公園墓地三百区画



赤城山ろくの一角 美しい自然景観の中にある嶺公園墓地



● 墓地の種類・区画数  
 ① 三種三百区画（別表のとおり）  
 で、申し込みは一人一区画です。  
 ② ブロックによって、造っていた  
 公園（面積約六十五ヘクタール）の造成に取り  
 組んでいます。このほど墓地の造成も  
 進み55年度の墓地使用者を次のとおり  
 募集することになりました。

● 申込受付期間  
 1月19日(月)から2月7日(土)  
 まで。  
 ● 申込み方法  
 公園緑地課で  
 墓地使用申込用  
 紙を交付します。  
 申込みのとき  
 の通知に必要な  
 事項を記入して  
 ください。

● 申込者の資格  
 ① 原則として本市の住民  
 ② 現に遺骨を所有し、墓地のない  
 人を優先します。

● 現地案内  
 ○○○前集合  
 1月25日(日)午前10時、嶺公  
 園管理事務所建設現場(嶺町一三  
 午前10時、市水  
 2月18日(水)

● 抽選日  
 (注) 1. 実費微収金については概算額です。  
 2. 市外の方の永代使用料は信頼となります。  
 ○管理料 A型 1,750円(年額) B型 2,600円(年額)  
 C型 4,200円( " )

● 墓地の種類・区画数  

平面墓地	A型 5m <sup>2</sup> (2.0m × 2.5m)	130区画	カロート付(洋式)
	B型 7.5m <sup>2</sup> (2.5m × 3.0m)	70区画	カロート付(洋式)
	C型 12m <sup>2</sup> (3.0m × 4.0m)	50区画	(和式)
	計	300区画	(洋式・和式)

(注) 洋式とは横型、和式とは縦型の墓碑をいい、墓碑は個人でお造りいただけます。

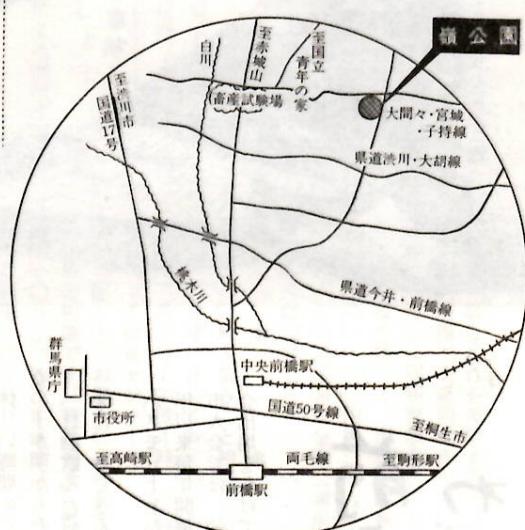
● 使用料等

	永代使用料	カロート施設費 (実費微収金)	計
A型 5m <sup>2</sup> 洋式	200,000円	113,000円	313,000円
B型 7.5m <sup>2</sup> 洋式	330,000円	128,000円	458,000円
B型 7.5m <sup>2</sup> 和式			330,000円
C型 12m <sup>2</sup> 和・洋式	600,000円		600,000円

(注) 1. 実費微収金については概算額です。  
 2. 市外の方の永代使用料は信頼となります。  
 ○管理料 A型 1,750円(年額) B型 2,600円(年額)  
 C型 4,200円( " )

市では、昭和51年度から75年度まで  
 25か年の長期にわたる事業計画で、嶺  
 公園（面積約六十五ヘクタール）の造成に取り  
 組んでいます。このほど墓地の造成も  
 進み55年度の墓地使用者を次のとおり  
 募集することになりました。

## 55年度使用者を募集



道会館ホールで公開抽選を行います。

● 使用決定者への説明会  
 3月1日(日)午前10時、市水道会館ホールで、墓地使用許可、使用料実費微収金、管理料、墓碑等設備工事の手続きなどの説明を行います。

● 使用料、実費微収金の納入  
 いずれも使用許可のとき一括払

いを原則としますが、特別な事情のある人は申し出してください。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 管理料  
 56年度分から、8月末日までに納入通知書により、所定の金融機関に納入していただきます。

● 葬儀料  
 関に納入していただきます。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 使用料、実費微収金の納入  
 いずれも使用許可のとき一括払

いを原則としますが、特別な事情のある人は申し出してください。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 管理料  
 56年度分から、8月末日までに納入通知書により、所定の金融機関に納入していただきます。

● 葬儀料  
 関に納入していただきます。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 使用料、実費微収金の納入  
 いずれも使用許可のとき一括払

いを原則としますが、特別な事情のある人は申し出してください。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 管理料  
 56年度分から、8月末日までに納入通知書により、所定の金融機関に納入していただきます。

● 葬儀料  
 関に納入していただきます。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 使用料、実費微収金の納入  
 いずれも使用許可のとき一括払

いを原則としますが、特別な事情のある人は申し出してください。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 管理料  
 56年度分から、8月末日までに納入通知書により、所定の金融機関に納入していただきます。

● 葬儀料  
 関に納入していただきます。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 使用料、実費微収金の納入  
 いずれも使用許可のとき一括払

いを原則としますが、特別な事情のある人は申し出してください。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 管理料  
 56年度分から、8月末日までに納入通知書により、所定の金融機関に納入していただきます。

● 葬儀料  
 関に納入していただきます。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 使用料、実費微収金の納入  
 いずれも使用許可のとき一括払

いを原則としますが、特別な事情のある人は申し出してください。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 管理料  
 56年度分から、8月末日までに納入通知書により、所定の金融機関に納入していただきます。

● 葬儀料  
 関に納入していただきます。

● 墓碑、墓誌、団障等の制限  
 高さ、幅などに制限があります。

● 使用料、実費微収金の納入  
 いずれも使用許可のとき一括払

いを原則としますが、特別な事情のある人は申し出してください。



金井教育長再任

金井教育長は、昭和56年1月15日号で任期満了となりました。任

国が全国五ヵ所に来年度建設計画している、勤労身体障害者教養文化体育施設を本市に、市は昨年来積極的な誘致運動を展開。

17歩道橋に安全施設  
 視覚障害者のかたを安全に誘導するための点字ブロックが、このほど市道にかかる十七の歩道橋昇降部に設置されました。

国体関連道路の新設工事  
 「千本ザクラ」並木の構想もある市道田口・関根線は、すでに用地買収を終え、五十七年度完成を目指して四月に着工する予定。

下荒砥橋が完成  
 西大室10号線の富田町と荒口町間を結ぶ荒砥川の下荒砥橋(幅九メートル、長さ約四十六㍍)かけ替え工事は、先月完成しました。

★  
 国体関連道路の新設工事  
 「千本ザクラ」並木の構想もある市道田口・関根線は、すでに用地買収を終え、五十七年度完成を目指して四月に着工する予定。

★  
 新市庁舎に省エネ装置  
 市役所でのお茶は太陽エネルギーと、南部大橋通り線の駅前通り寄り付近の道路上に、ナトリウムランプ十基の新設工事が進んでいます。

★  
 交通安全道路照明灯  
 群馬大橋通り線の駅前通り寄り付近の道路上に、ナトリウムランプ十基の新設工事が進んでいます。

★  
 人命救助で市長表彰  
 駒形町の岡田昌子さん(左)と、昭和町一丁目山辺宏さん(右)は、先月、それぞれ交通事故、火災時の救出活動で表彰されました。

# 市議会議員選挙投票日

2月15日



出初め式

火災防止を願って、新春恒例の消防出初式が盛大に行われました。隊員・団員800人が参加、最新式のはしご車も登場。婦人防火クラブによる「初期消火訓練」、とび工業連合会の「はしご乗り」もひろうされ、市民から大きな拍手を浴びました。（1月6日）



## 穏やかな日に恵まれた初市まつり

↑恒例の初市まつりは、国道50号線の本町二丁目をはじめ、中心街を会場に開かれ、約50万人の人出でにぎわいました。だるま、縁起物店、植木店など約1200の出店があり、夜遅くまで、だるまなどを売る威勢のいいかけ声が聞こえていました。

→本町二丁目の八幡宮境内では、華龍太鼓の響きの中で、古だるま供養の儀式が行われました。（1月9日）



**清里地区で元旦マラソン**  
清里地区の元旦マラソンは、今年で七回目——。参加者も百人を超えて、年々盛り上がりをみせて います。小学校低学年・高学年、一般女子、一般男子に分かれ、午前10時にスタート。初出場の人もありましたが。(1月1日)

部屋の保温  
の心がけを

部屋着を少し厚めにして、部屋の温度は18度以上にしないことを認めやすく、こまめな温度調節を行いましょう。暖房温度を1度下げれば、燃料費は約一割節約できます。

暖房器具の使用方法にくふうを

カーテンを厚手の  
ものにし、天井から  
床までたらし、また、  
できるだけカーペッ  
トを敷いたり、窓、  
壁などに目張りをし  
て、換気にも気をつ  
けながら、部屋の保  
温に心がけましょう。

家庭の

## 冬の省エネルギー対策



住宅に  
材の使用

冬はふろが冷めやす  
いので、沸いたこ  
の湯を浴槽に入浴す  
るよう、効率的にこ  
ろを使いましょう。  
また、せんたくにて  
は、ふろの残り湯を  
使いましょう。

## 10の提案

ふうは上手に使いましょう

カーテンを開けるなどして、太陽熱を十分に取り入れ、暖房エネルギーを節約しましょう。

冬でも、太陽があたればとてまくになります。このようなときは手のこたつ掛けを用いること、適当な温度設定をすること、使用しないときはスイッチをこまめに切ることにより、いつそうむだなく効率的に使いましょう。

入れや反射型のものは、反射板を  
みがくことにより、効率よくエネ  
ルギーが使えます。

暖房機器を何より  
合には、部屋の用途  
や大きさ、使う人に  
合わせたものを用い  
るようにして、不要な  
部屋を暖房しないよ  
うにしましょう。ま  
た、ストーブについ  
ては、燃焼部分の手  
入れや又封型のもの、反対取  
り

**部屋の保温の心掛けを**

カーテンを厚手のものにし、天井から床までたらし、また、できるだけカーペットを敷いたり、窓、壁など目に張りをして、換気にも気をつけながら、部屋の保温に心がけましょう。

**暖房器具の使用方法にくふうを**

暖房機器を使う場合には、部屋の用途や大きさ、使う人に合わせたものを用い

努めてマイカーの利用を自重としよう。また、マイカーを利用している人は、日ごろの節約運転チェックする意味で、給油のたびに燃料計算を心がけられたらいいがでしょう。

両親などの保護者が、共働きや病気のため、いつも留守がちな家庭のあります。こうした家庭の児童（小学校低学年）のために、「学童保育施設」があります。

これらの施設では、児童たちに、放課後一定時間、安全な生活の場を提供し、保護者に代わって遊び

## 学童保育の案内

□ 広瀬学童クラブ（公営）／広瀬  
入所を希望する人は、各施設にお問い合わせください。

を中心とした生活指導を行つて い  
ます。

□52局三七三四  
〔△南町学童保育所〕南町三丁目三  
五一二六 (△21局二六九一)

町二丁目一〇一二（云63局三〇六六）

青少年の問題行動の発生要因は複雑ですが、親の養育態度が深くかかわっている場合が多いようです。最近の親の養育態度を分析すると、愛情面での欠乏型、放任型から、過剰型、おしつけ型に移行している傾向が見られます。そこで、父親はふだんから子供との対話を深める努力をするとともに、ときには厳しいしつけに心がけてください。いつでも甘い父親は、かえって子供から尊敬されない場合が多いようです。

また、父親は家庭教育の指導者です。家庭のすべてのことに指針を与えるように努めることが必要です。

一方、母親は甘やかしやでき愛でないやさしさ、あたたかさを与えるような人になり、子供の胸奥のかすかな揺れをきく大きな耳を持つた聞き手になることが望ましいでしょう。

とかく問題の行動をする子供をもつ親は次のような対応をしがちです。

(1) 問題行動の原因を考えながら、親がなすべき役割についてよく話し合い、家族ぐるみでその援助や指導に協力し合う。

(2) 双親の場合、どうしても問題の評価について客観性が弱くなるので、担任、生徒指導担当、青少年相談、児童相談所等の専門家にためらわずに相談して、適切な援助、指導をする。そのとき、子供のことを責めないで、やってしまつた心の状態を見きわめる余裕がある

まず親自身の見直しを



手作りをしながら伸ばす創造力

## 親の養育態度と子供の反応

親の態度	内容	子供の主な反応
拒否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供を憎む</li> <li>・子供を無視する</li> <li>・きわめてきびしく不寛容である</li> <li>・子供との接触をさける</li> <li>・かれつな罰を与える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃的になる</li> <li>・非行が現れる</li> <li>・愛情薄となる</li> </ul>
他同胞偏愛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の兄弟だけかわいがり、肩をもつ</li> <li>・他の兄弟と比較して、非難、攻撃する</li> <li>・他の兄弟を手本とさせ見習わせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しと心が強くなる</li> <li>・同胞競争やけんかが激しくなる</li> <li>・親や同胞を白眼視する。家出する</li> </ul>
放任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供をかまつてやらない</li> <li>・まったく干渉しない</li> <li>・ほめもしかりもしない</li> <li>・子供を冷笑する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己中心的になる</li> <li>・勝手気ままにふるまい反省がない</li> <li>・不道徳行為が多くなる</li> <li>・権威に反抗する</li> </ul>
完全欲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の現状に不満である</li> <li>・子供に対しすぐ反対する</li> <li>・欠点をさがし出して非難する</li> <li>・意思を無視して親の意図を強制する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欲求不満が増す</li> <li>・いつまでも自信がつかない</li> <li>・神経質になる。强迫傾向が増す</li> <li>・神経性症候(夜尿チックなど)が現れる</li> </ul>
保護過剰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲目的にかわいがる</li> <li>・子供のために親が犠牲になる</li> <li>・不必要的心配をする</li> <li>・過度に注意する</li> <li>・放任しすぎる。しつけをためらう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情緒的成熟が遅れる</li> <li>・いつまでも親に依存する</li> <li>・親の支配から解放されない</li> <li>・増長慢心的行為が多くなる</li> <li>・神経性症候が増す</li> </ul>

## どんどん焼き

住吉町二丁目

ころから、愛宕神社は町内行事の中心舞台、いろいろな行事が実施されます。秋の祭典は盛大で、にぎやかです。「前橋まつり」は最初

「今年も良い年でありますよう  
に」と祈って、一月十一日、住吉町二丁目で、どんど焼きが行われました。これは同町の自治会が中心となって催しているもので、今年が二回目です。  
日々から運ばれ、高く積まれた  
だるまや飾り物。その周りに、一  
重、三重の人が集まっています。  
彼女は兄妹が終つて、

証」が送られます。これまで八期、百人が「認定」されていました。伝行事やコミュニティづくりにも、こうしたくふうがなされています。



もうすっかり年中行事に

住居には必ず竈がある（写真上方）。それは、東側の壁につけられている例が多い。竈の近くからは、瓶も出てくる。当時米は蒸して食べた。瓶は蒸し器で、底に穴があり、下から蒸気が通るようになっている。これに米を入れた。竈には、水を入れた胴長の甕（かめ）（今のかま）

がともに暮らすには、あまりに狭い。出土する食器類も比較的小なく、多人数の同居は考えられない。四、五人が限度であろう。親子を中心とした生活であったとも考えられる。

一戸の豎穴住居を見ていると、当時の人々の生活が、いろいろと思ひめぐらされる。

## 移動図書館巡回貸出日程表(1月~3月)

ひ ろ せ 号	1月	2月	3月	午前	午前	午前	午後	午後	午後
	月	月	月	9:20~9:50	10:00~10:30	10:40~11:10	11:20~11:50	2:00~2:30	2:40~3:10
	22	5	2	広瀬町三丁目	広瀬町三丁目	広瀬町一丁目	広瀬町二丁目	広瀬町二丁目	山王町一丁目
		16		労金住宅付近	下水処理場西	第一集会所	飯玉神社	修武館前	山王町会所
	23	6	3	朝倉町二丁目	朝倉町三丁目	朝倉町四丁目	山王町一丁目	東山	東山
		17	公	民	県営住宅駐車場	付近	つばき公園	東山	東山
	26	9	5	広瀬町二丁目	広瀬町二丁目	広瀬町二丁目	広瀬町二丁目	広瀬町二丁目	東山
		19	19	北宅	北宅	ショパン	いいの公園	信	東山
	27	10	6	天川大島町二丁目	天川大島町	駒形町	駒形町	駒形町	南橋町
		20		自治会館	東前橋住宅駐車場	打越田地廣場	神社前	第一團地内	南橋地中央廣場
	29	16	9	高花台一丁目	高花台一丁目	高花台二丁目	高花台二丁目	下細井町	岩神町
		23	23	丸勢庵そば店前	西側市営住宅東	1号公園	2号公園	県営住宅駐車場	南橋地中央廣場
	30	17	10	亀泉町	西片貝町二丁目	三俣町二丁目	荒牧町	緑が丘町	南橋町
		24		江木團地集合所	しみずスマー前	かねづか公園	山田理容店前	山田理容店前	南橋地中央廣場
	19	2	12	上新田町	朝日が丘町	光が丘町	前箱田町	川曲町	川曲町
		26		育英高校内	前	1号公園	児童内	上ノ宮團地内	南橋地中央廣場
	20	3	13	下新田町	下新田町	下新田町	大利根町二丁目	大利根町一丁目	大利根町一丁目
		20	27	県営住宅駐車場	大利根町二丁目	ひまわり公園	しらゆり公園	石原公広場	石原公広場

※一軒で6冊まで利用できます。お近くの駐車場でご利用ください。

※雨天のときは、巡回中止となります。



土曜の午後を図書館で楽しむ人々

図書館  
だより



1月16日 (金) || 「春の海・宮城道雄」  
1回目午後0時20分、二回目3時から

□上州再発見(視聴覚室)  
1月19日 (月) || 「群馬の人形芝居」

1回目午後0時10分、二回目3時から

□朗読講座(講堂)

1月21日 (水) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月22日 (木) || 「朗誦講座(講堂)

1月23日 (金) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月24日 (土) || 「朗誦講座(講堂)

1月25日 (日) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月26日 (月) || 「朗誦講座(講堂)

1月27日 (火) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月28日 (水) || 「朗誦講座(講堂)

1月29日 (木) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月30日 (金) || 「朗誦講座(講堂)

1月31日 (土) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月32日 (日) || 「朗誦講座(講堂)

1月33日 (月) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月34日 (火) || 「朗誦講座(講堂)

1月35日 (水) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月36日 (木) || 「朗誦講座(講堂)

1月37日 (金) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月38日 (土) || 「朗誦講座(講堂)

1月39日 (日) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月40日 (月) || 「朗誦講座(講堂)

1月41日 (火) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月42日 (水) || 「朗誦講座(講堂)

1月43日 (木) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月44日 (金) || 「朗誦講座(講堂)

1月45日 (土) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月46日 (日) || 「朗誦講座(講堂)

1月47日 (月) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月48日 (火) || 「朗誦講座(講堂)

1月49日 (水) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月50日 (木) || 「朗誦講座(講堂)

1月51日 (金) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月52日 (土) || 「朗誦講座(講堂)

1月53日 (日) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月54日 (月) || 「朗誦講座(講堂)

1月55日 (火) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月56日 (水) || 「朗誦講座(講堂)

1月57日 (木) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月58日 (金) || 「朗誦講座(講堂)

1月59日 (土) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月60日 (日) || 「朗誦講座(講堂)

1月61日 (月) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月62日 (火) || 「朗誦講座(講堂)

1月63日 (水) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月64日 (木) || 「朗誦講座(講堂)

1月65日 (金) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月66日 (土) || 「朗誦講座(講堂)

1月67日 (日) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月68日 (月) || 「朗誦講座(講堂)

1月69日 (火) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月70日 (水) || 「朗誦講座(講堂)

1月71日 (木) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月72日 (金) || 「朗誦講座(講堂)

1月73日 (土) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月74日 (日) || 「朗誦講座(講堂)

1月75日 (月) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月76日 (火) || 「朗誦講座(講堂)

1月77日 (水) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月78日 (木) || 「朗誦講座(講堂)

1月79日 (金) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月80日 (土) || 「朗誦講座(講堂)

1月81日 (日) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月82日 (月) || 「朗誦講座(講堂)

1月83日 (火) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月84日 (水) || 「朗誦講座(講堂)

1月85日 (木) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月86日 (金) || 「朗誦講座(講堂)

1月87日 (土) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月88日 (日) || 「朗誦講座(講堂)

1月89日 (月) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月90日 (火) || 「朗誦講座(講堂)

1月91日 (水) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月92日 (木) || 「朗誦講座(講堂)

1月93日 (金) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月94日 (土) || 「朗誦講座(講堂)

1月95日 (日) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月96日 (月) || 「朗誦講座(講堂)

1月97日 (火) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月98日 (水) || 「朗誦講座(講堂)

1月99日 (木) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月100日 (金) || 「朗誦講座(講堂)

1月101日 (土) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月102日 (日) || 「朗誦講座(講堂)

1月103日 (月) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月104日 (火) || 「朗誦講座(講堂)

1月105日 (水) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月106日 (木) || 「朗誦講座(講堂)

1月107日 (金) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月108日 (土) || 「朗誦講座(講堂)

1月109日 (日) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月110日 (月) || 「朗誦講座(講堂)

1月111日 (火) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月112日 (水) || 「朗誦講座(講堂)

1月113日 (木) || 「文化映画会(視聴覚室)

1月114日 (金) || 「朗誦講座(講堂)

1月115日 (土) || 「文化映画会(視聴覚室)

# 少しでも安心した毎日を

市では、おおむね六十五歳以上の人で、所得が少ないひとり暮らし老人などを対象に次のような福祉事業を行っています。これは、老人の健康の保持、孤独感の解消、事故の発生の防止や早期発見など

を目的とした制度です。

- ひとり暮らし老人およびねたき老人介護人派遣事業
- ▽ひとり暮らし老人
- 一時的な疾病などにより日常生活を営むうえに支障がある場合に、

介護人を派遣し、日常生活のお世話をします。

▽ねたきり老人

老人を介護してい

る家族などが、次の

理由により、一時的

に介護できない場合、

介護人を派遣します。

①官公庁などの公的機関、医療機関、児童などの教育のことで学校などへ行くとき(②)出産、疾病、事故などが生じたとき(③)親族などの冠婚葬祭に出向くとき。

いずれの場合も介護時間は、一

日八時間程度とし、宿泊介護は

行いません。

□愛のエコー設置費補助金交付事

業室内用電話機で、親機を老人の

ところに設置し、交互に連絡をと

る「愛のエコー」を設置するのに

要する経費を、次の条件により補

助します。(①定期的に安否の確認

を行う必要がある人)(②被設置者の近隣で協力者が得られること)

□布団乾燥サービス事業

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

市と契約した業者が、月一回老

人宅を回り、布団乾燥のサービス

を行います。対象は、ひとり暮らし老人、ねたきり老人、そのほか必要と認める人(身障者を含む)です。

□給食サービス事業

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

□乾燥車

市と契約した業者が、月一回老

人宅を回り、布団乾燥のサービス

を行います。対象は、ひとり暮らし老人、ねたきり老人、そのほか必要と認める人(身障者を含む)です。

□給食サービス

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

□布団乾燥サービス

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

□給食サービス

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

□乾燥車

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

□給食サービス

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

□乾燥車

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

□給食サービス

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

□乾燥車

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

□給食サービス

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

□乾燥車

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

対象は、自分で食事の用意をす

るのに不自由している人で、原則

として近隣に食事の用意をしてく

れる協力家庭があることです。

○これらの制度の利用を希望さ

れる人は、担当民生委員さん、ま

たは厚生課(☎24局一一一内線三七〇、三七四)に、お問い合わせください。

□給食サービス

ひとり暮らし老人に対して、近

隣家庭などの協力により、週二回

夕食の給食サービスを行います。

前橋の観光と案内

部200円

市觀光協会では、『水と緑と詩の街』前橋の観光を紹介するため、前橋市街地イラストマップを発行しました。

このイラストマップは、前橋の文学散歩、公園、スポーツ施設、文化財、三大まつりを紹介し、さらに、市街地のイラスト案内図を掲載しています。

希望者は市觀光協会事務局（市商政課内・☎24局一一一内線二五五）または、前橋商工会議所（☎34局五一一一）へ。領布価格は一部二百円です。

市と商工会議所では、中小企業の人々を対象に、講演会を開きます。ふるってご参加ください。

日時 || 2月 6 日（金）午後 6 時

会場 || 商工会議所

内容 || 「下請企業をとりまく経営環境」「下請企業の経営戦略」

講師 || 中央経営指導所長、原久資さん

定員 || 五十人

受講料 || 千円（食事代、テキスト代を含む）

申し込み || 工業課（☎ 24局一一一内線三〇四）または商工会議所（☎ 34局五二一）へ。

会場 || 商工会議所

内容 || 「省エネルギーによるコストダウンの手法」

日時 || 2月 6 日（金）午後 1 時 30 分～5 時

講師 || 中央経営指導所長、原久資さん

定員 || 五十人

受講料 || 千円（テキスト代を含む）

申し込み || 工業課（☎ 24局一一一内線三〇四）または商工会議所（☎ 34局五一一）へ。

監督者研修会

市と商工会議所では、製造業の人を対象に、研修会を開きます。  
日時：2月6日（金）午後1時30分～5時  
会場：商工会議所  
内容：「省エネルギーによるコストダウンの手法」  
講師：中央経営指導所長、原久賀さん  
定員：五十人  
受講料：千円（テキスト代を含む）  
申し込み：工業課（☎ 24局一一一  
内線三〇四）または商工会議所  
（☎ 34局五一一一）へ。



コプラズマによるものが日常最も多くみられます。またウイルスと細菌というような混合

さらに病気が進めば、呼吸のたびに鎖骨の上やみぞおちがへこんだり、くちびるが紫色になったり、小鼻がピクピクしたりして、呼吸困難の状態を呈してきます。赤ちゃんでは急に悪化したり、

## 小児の肺炎

抗生素質の開発で、肺炎による死亡は激減しましたが、防衛力の不十分な小児にとって、肺炎はまだ重要な病気の一つです。

相談会 檢診

# 時局講演会

健



## 平均台を使って体育の授業（元総社小で）

## たいせつな早期発見

婦人科・乳ガン集団検診

相談と 検診	
2月9日(月)	中石倉公民館
2月13日(金)	若宮町二丁目 公民館
2月16日(月)	文京町四丁目 公民館
2月16日(月)	下細井町 地集会所、天川大島町原町自治 会館、江木団地集会所、広瀬コ ミュニティセンター
2月3日(火)	朝日町三丁目公民館
2月2日(月)	萩町公民館、 朝日町三丁目公民館
2月4日(水)	後半清里公民館
時	11時30分、後半午後1時30分
時	11時30分、後半午前10時

受診料金<sup>2</sup>へ婦人科<sup>(子宮)</sup>検診<sup>3</sup>三千六百円のところ自己負担金八百円  
△へ乳房検査<sup>4</sup>千四百円のところ自己負担金七百円  
申し込み<sup>5</sup>電話(24局一一一内線三九八)をご利用ください。ハガキの場合は、住所、氏名、年齢、電話番号、受診希望日を明記して  
〒371-191前橋市大手町二丁目一一一前橋市役所環境衛生課保健係へ。申込者には後日ハガキで受診上の注意をお知らせします。

2月18日(月) 2月19日(火)  
2月12日(木) 2月13日(金)  
**(木) 24日(火)** ■県対ガン協会会  
診療所

2月25日(水) ■上北公民館(駒  
形町、上川淵地区)

2月5日から24日までは旧市域  
が対象です。

受付時間は午後0時30分~1時  
申し込み期限は2月12日(木)まで  
での会場は1月24日(土)、2月  
16日(月)から25日(水)までの会  
場は1月31日(土)

ふだんから自分の健康に注意し、年一回の集団検診には必ず受診し、早期発見、早期治療に心がけましょう。  
対象：本市に住民登録がしてある人（生年月別限まちりません）

2月3日(火)4日(水) || 南極  
公民館(南橋地区)  
2月5日(木) || 諏訪神社公民館  
2月6日(金) || 前橋保健所  
2月10日(火) || 朝日町三丁目公民館

たいせつな

# 早期発見

□前橋保健所の母親学級  
▽前期（妊娠7か月ごろまで）  
2月3日（火） 午後1時～4時  
2月10日（火） 午前10時～正午  
午後1時～4時  
▽後期（妊娠7か月ごろから）  
2月17日（火） 午後1時～4時

2月12日(木) 六供町公民館  
付時間は午後1時30分～2時20分  
対象は一歳六ヶ月から一歳七ヶ月未満児。歯ブラン(現在使用しているもの)とコップを用意してください。

□成人健康相談

2月24日(火) 午前10時~正午  
午後1時~4時

第二輯 楊氏詩文集

日曜・祝日当番医表												
月	日	週	内 科				外 科		婦人科	耳鼻科	眼科	歯 科
2 月	1 日 曜	第1 日 曜	中島小児科医院 三河町1-2-12 24-3927 児	やまだ 医院 千代田町2-1-19 31-1055 内児	すぐた 医院 光が丘町10-7 51-5622 内児	沢渡内科医院 広瀬町3-6-6 66-2112 内児	込谷外科医院 岩神町3-12-20 31-0366 外内	反町整形外科医院 上佐鳥町126-2 65-2715 整外	宇上産婦人科医院 大手町3-5-21 31-7351	村上耳鼻咽喉科医院 千代田町3-3-21 31-3665	羽生田眼科医院 千代田町2-10-13 32-1010	歯科医師会館 岩神町2-19-9 32-2046  日曜・祝日の歯科診療はここで行っています
	8 日 曜	第2 日 曜	井上小児科医院 大手町1-7-7 21-7782 児	後藤内科神経科医院 若宮町3-15-21 33-4737 内	関 内 科 医 院 天川大島町1-7-12 24-4680 内	総社町内科深澤医院 総社町2-10-19 52-1333 内	矢 端 医 院 表町2-24-6 21-2816 外整	政谷外科医院 国領町2-19-3 31-0148 外	婦人科内科丸江医院 南町4-24-16 21-8310	矢 部 医 院 大手町3-4-17 31-3524	古沢眼科医院 高崎市江木町718 27-2839	
	11 日 曜	祝	あさを小児科医院 朝日町2-17-11 24-2484 児内	岸 医 院 本町1-7-12 21-0081 内	伊藤内科医院 下小出町428-1 32-0537 内	永島内科医院 三俣町2-11-20 32-6435 内	城 南 診 療 所 南町4-12-11 21-6932外内児	滝沢整形外科医院 関根町475-5 32-6502 整内	そ だ 医 院 大利根町1-39-6 51-1374	赤沢耳鼻咽喉科医院 城東町5-8-4 32-7691	スガノ眼科医院 住吉町1-17-10 31-2625	
	15 日 曜	第3 日 曜	岩神内科医院 岩神町3-22-13 31-1205 内児	高橋小児科医院 東善町435-1 66-0203 児内	塙田内科胃腸科医院 南町3-33-24 21-3155 内	吉 野 医 院 三俣町2-13-10 32-3333 内	金 井 外 科 医 院 平和町1-15-18 31-0203 外	萩原整形外科医院 中内町387-2 66-3550 整外	平野産婦人科医院 広瀬町3-18-10 66-2212	岡耳鼻咽喉科医院 元総社町243 51-2751	よしとも眼科医院 高崎市天神町125 62-0050	
	22 日 曜	第4 日 曜	茂木 医 院 三俣町1-46-17 23-1700内児外	鶴 谷 医 院 朝日町1-20-10 24-3052 内	河村胃腸科医院 日吉町3-6-4 31-2182 内	戸所小児科医院 総社町総社1248 53-2351 児	岩崎外科医院 紅雲町1-3-9 21-4772 外	増田整形外科医院 高花台1-9-1 69-6222 整	須藤産婦人科医院 住吉町2-5-20 31-4133	田口耳鼻咽喉科医院 表町2-18-3 24-3424	高平眼科医院 千代田町5-14-4 31-3885	

# あなたがいこ

## ボウリング 選手権大会

日時 2月1日(日)午前8時30分(午前8時集合)  
会場 ボウルジャンボ前橋(下大島町66号)(六三二)

対象 市内在住・在学・在勤者

参加費 予選二千五百円、決勝一千円

内 容 ①男女別スクランチトーナメント②シニアハンド(50歳以上)

一ゲーム五ビン③予選六ゲーム、

決勝三ゲーム計九ゲームトータル

申し込み 1月25日(日)まで、ボウリング協会事務局(53号五

六九二)または会場へ。

○お問い合わせは体育課(32)

局六五三九)へ。

手数料が一部改正

食糧管理法関係事務手数料が一

月から次のように改定されました

(カッコ内は改定前の料金)。

小売販売業者に対する米穀類購入

量割当手数料 月三百五十円(三

百円)

旅行証明書交付手数料 一件六十

円(五十円)

たこ上げなどによる事故をなく

防ぎましょう

たこ上げなどによる